

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年7月4日	尾松運送株式会社(法人番号1120001009374)代表者加藤多恵子	大阪府大阪市住之江区平林北2-9-57	本店	大阪府大阪市住之江区平林北2-9-57	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和4年6月6日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	0	0
令和4年7月8日	株式会社YMM(法人番号2120101050731)代表者増田竜太	大阪府堺市中区陶器北928-53	本社	大阪府堺市西区北条町1-33-12	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年10月20日、令和4年1月7日及び同年3月1日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	9	9
令和4年7月8日	株式会社キタノライン(法人番号5140001042080)代表者北野悟	兵庫県丹波市氷上町成松27-2	本社	兵庫県丹波市氷上町成松字西中坪27番地2、78番地1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年12月3日及び同年12月16日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	4	4

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年7月12日	株式会社上田運送(法人番号8150001010141)代表者上田豊	奈良県桜井市大字吉備468-3	本社	奈良県桜井市大字吉備448-1	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年11月10日、令和4年3月1日及び同年3月31日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(5)(6)点呼の実施違反【未実施】【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録の保存】(安全規則第9条)、(10)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	12	12
令和4年7月12日	日の出運輸梱包株式会社(法人番号1120001057919)代表者安本光雄	大阪府大阪市淀川区宮原5丁目1番11号	本社	大阪府大阪市淀川区宮原5丁目1番11号	輸送施設の使用停止(170日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年11月10日及び同年12月9日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(4)点呼の実施違反【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)(9)運転者台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	17	17
令和4年7月13日	株式会社クリアライン(法人番号2290001030379)代表者堤雅彦	福岡県福岡市博多区金の隈3丁目14番3号	関西	大阪府箕面市船場東1-14-14	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和4年3月24日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年7月13日	有限会社京都安全輸送(法人番号1120002007988)代表者村上光示	大阪府大阪市城東区新喜多東1-13-40	城東	大阪府大阪市城東区新喜多東1-13-40	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年11月30日及び同年12月14日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別違反、種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第3号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。))の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(11)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	9	9
令和4年7月13日	株式会社河村重機(法人番号5120901022555)代表者河村勉	大阪府豊中市岡町南3丁目5番50号	本社	大阪府茨木市藤の里1-10-16	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年5月31日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)(4)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反(記載事項等の不備)(安全規則第8条)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年7月15日	森山建設工業株式会社(法人番号9140001079020)代表者森山慶文	兵庫県伊丹市昆陽南1丁目7番11号	本店	兵庫県伊丹市昆陽南1丁目7-11	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年12月10日及び同年12月22日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点検整備記録簿等の記載違反等【記載不適切】(安全規則第3条の2第2項、道路運送車両法第49条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(11)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(施行規則第14条第2号)	10	10
令和4年7月21日	株式会社古都(法人番号9130001057902)代表者原翔	京都府京都市左京区岩倉幡枝町344	本社	京都府京都市南区上鳥羽岩ノ本町88	輸送施設の使用停止(125日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年1月31日及び同年3月2日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。))の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第4号)、(3)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)、(4)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(5)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条)	13	13

行政処分等の 年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年7月22日	生田陸運株式会社(法人番号3140001037248)代表者山口善正	兵庫県三木市別所町興治83	神戸	兵庫県神戸市兵庫区中之島1丁目1番3号	輸送施設の使用停止 (70日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第3項前段	令和4年1月20日及び同年1月28日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)(6)運転者台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	7	7